

【申請にあたっての注意点】

- ・未来わくわく支援金は雑所得として扱われ、課税の対象となります。
- ・町及び教育委員会が所管する、保護者に支払義務のある費用について滞納が認められた場合は、未来わくわく支援金から優先的に滞納額を徴収します。
- ・こどもの生計を主に維持している方（原則、児童手当の受給者）が途中で変わった場合は、受給者の変更手続きが必要となりますので、子育て福祉課窓口へお申し出ください。

青少年育成支援金 → 未来旅立ち支援金 に変わります

【支給額】

中学校を卒業するこどもに対して 1 人につき 10 万円（一時金）
※令和5年度に限り、高校2年生・3年生年代のこどもにも 10 万円を支給。

【支給要件】

- ・日の出町に引き続き1年居住し、かつ住民登録があり、こどもと同居している保護者
 - ・上記に該当している方で、かつ、養育しているこどもの生計を主に維持している保護者
- ※支給月の属する年の1月1日において、日の出町に住所を有する方に支給。

【支給月】

令和5年5月を予定（令和5年度高校1年生・2年生・3年生年代のこどもの保護者対象）
※令和6年度高校1年生年代の保護者に対しては、令和6年3月に支給予定。

【支給方法】

指定口座へ振り込み

【申請方法】

令和5年3月下旬頃に該当の方へ支給申請書および返信用封筒を送付します。必要事項を記載のうえ、提出期限までに返信用封筒にて返送してください。

【申請にあたっての注意点】

- ・未来旅立ち支援金は一時所得として扱われ、課税の対象となります。
- ・届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、町が届出者に連絡・確認できない場合に、未来旅立ち支援金が支給されないことがあります。

青少年医療費助成 → 高校生等医療費助成（マル青） に変わります

高校生年代の医療費助成については、令和5年4月受診分から、医療証を提示することで原則窓口負担がなくなります。（マル乳・マル子と同様になります。）
制度の詳細につきましては、広報ひので1月号をご覧ください。

【申請方法】

- ・対象の方へは、令和4年12月下旬に申請書類を送付しております。（現在中学3年生でマル子医療証をお持ちの方は自動的に切り替えるため、申請書類の送付はしてありません。）
- ・マル青医療証の送付は令和5年3月頃を予定しております。

※重要！ 令和5年3月までに医療機関を受診した分の医療費については、令和5年4月以降も旧制度（青少年医療費助成：申請による償還払い）での申請となります。

令和5年4月から 子育て支援に関する独自の制度が変わります

日の出町では、現在、効率的で安定した行財政運営の確立と、実効性が高く持続可能な行政サービスの提供を目指した行財政改革に取り組んでおります。時代の変化やニーズの多様化に合わせ、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を再配分することで行政サービスを再構築する「福祉単独施策の見直し」のなかで、子育て支援についても見直しを行いました。

こどもが対象となる支援については、減額となるものもありますが、廃止とはせず、国や都の制度動向を踏まえ次世代育成クーポン・青少年育成支援金・青少年医療費助成は新たな制度へと変更し、継続してまいります。

日の出町が未来に向かって進んでいくために、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。
※詳細については、令和4年10月17日発行の広報日の出「シリーズ行財政改革【特集号】未来への一歩」をご確認ください。

次世代育成クーポン → 未来わくわく支援金 に変わります

【交付額】

こども1人につき月額5,000円（令和5年度に限り、月額7,000円）
※こども（出生児から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方）

【支給要件】

- ・日の出町に引き続き1年居住し、かつ住民登録があり、こどもと同居している保護者
- ・上記に該当している方で、かつ、養育しているこどもの生計を主に維持している保護者（※原則、児童手当を受給されている方です）

※重要！ 支給を受ける方について、今までは保護者間で受け取る方をお選びいただきましたが、他の制度との整合性を図るため、こどもの生計を主に維持している方（原則、児童手当の受給者）に変更となります。このため、こどもが2人以上の場合に保護者間で分けて受給することや、期ごとの申請者の変更はできません。

【支給月】

4月～7月分 → 8月、8月～11月分 → 12月、12月～3月分 → 4月
・初回の振り込みは、令和5年8月中旬を予定しております。

【支給方法】

指定口座へ振り込み

【支給停止となる方】

申請者本人または配偶者に、前年度以前に賦課された町税、国民健康保険税、学童クラブ育成料及び保育所等の利用者負担額（保育料）につきまして滞納がある方は支給停止となりますので、心当たりのある方は早めの解消をお願いします。

※重要！ 支給停止となる滞納判定期間が、前年度賦課以前2年から前年度賦課以前すべてに変更となります。

【申請方法】

令和5年2月下旬頃に該当の方へ認定請求書および返信用封筒を送付します。必要事項を記載のうえ、提出期限までに返信用封筒にて返送してください。